



## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### 【議題】

(1) 公の施設の指定管理者制度に関する基本指針（案）について

### 【説明】

(村山政策企画室主幹兼室長補佐)

- ・基本指針の見直しに当たっては、副市長及び関係部長の計8人で構成する、「指定管理者の在り方検討委員会」を本年4月1日に立ち上げ、5月20日まで4回の会議を開催し、検討してきた。検討に際しては、各部から出された課題だけでなく、施設管理公社や社会福祉協議会などの指定管理者からのヒアリングによる課題点も整理し、検討を重ね、基本指針の改正案を作成した。
- ・今回の改正の趣旨は、現在指定管理者により管理している61施設のうち、健康増進センターを除く60施設について、今年度末に指定期間が満了することから、この間の課題を踏まえ、見直しを行うものである。
- ・指定管理者制度における新たな動きとして昨年12月に国より助言があり、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であること、指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービス提供者を指定するものであり、単なる価格競争とは異なるものであること、指定管理者の指定に当たっては、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があるものの利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと、等が内容となっている。
- ・背景としては十分な運営能力があると認められない事業者が指定管理者となり、運営に支障をきたした例がある。平成21年度の総務省調査によると、市町村で指定管理者を指定している施設は全国で約56,000施設あるが、そのうち622件が指定を取り消されている。
- ・選定の基本的な考え方として、公募・非公募（随意指定）の判断基準を示し、施設の態様や政策的な見地等を総合的に判断し、最も妥当な選定方法を、施設ごとに決定することとした。
- ・検討の結果、現在指定管理者制度を採用している自動車駐車場については、小規模施設であり、主な業務内容が料金の回収等に限定されているため、指定管理者制度導入の効果が薄いと判断し、市の直営による管理に移行することとした。
- ・他に、指定管理者の在り方検討委員会の中で、自転車駐車場について、一部公募に移行した方が良いかどうか検討した。現在は、高齢者の雇用の確保の観点からシルバー人材センターに随意指定している。利用料金制度と併用して公募を行えば効果的であるが、場所によって料金に違いが生じる恐れがあること、高齢者の雇用の確保の面からして難しいことから見送ることとした。
- ・指定期間については、公募5年、非公募（随意指定）3年であったが、公募、非公募（随意指定）

による指定期間の区別は行わず、原則5年として、個別事由により別に定めることができるとした。

- ・剰余金の精算については、基本指針に記載がなく、基本協定において修繕料と備品購入費について精算を行う旨規定していたが、新たなルールを設けた。
- ・修繕料、備品購入費、(再)委託料の剰余金は、全額返還するものとし、その他の剰余金に関してはその2分の1以上の金額を返還するものとする。ただし、新たな市民サービスや業務改善に充てるため必要と認められる剰余金については、市と協議の上、返還しないことができるとした。
- ・施設の改築及び修繕等の実施について、基本指針には記載がなく、基本協定書において、1件50万円以上の修繕については市が行うこととするとしていたが、協定書の「1件」の規定が曖昧なため、「修繕箇所1ヶ所当たり」と規定した。
- ・また、備品購入について、一定金額(10万円)以上のものについては、市が直接購入することとした。

#### 【意見等】

(関根会計管理者)

- ・平成23年度以降、今まで指定管理者制度を導入していなかった施設に、指定管理者制度を導入するのかといった議論があったのか。また、更新しないで直営に戻すといった議論があったのか伺いたい。

(村山政策企画室主幹兼室長補佐)

- ・基本的には、各部の幹事会等において検討を進めてもらうことになっている。
- ・在り方検討委員会の中でも検討結果について各部署へ課題点、改善方法等の報告を行っている。
- ・例えば、リサイクルプラザについては、企画運営協議会に指定管理者の指定ができないか検討したが、難しいとのことであった。旧高橋家住宅については担当部署からすると国の重要指定文化財であり、建物だけでなく敷地を含めた一体管理する中で調査が必要であるという理由で直営としている。
- ・溝沼子どもプールについては、期間が短く、また、料金も安いと、指定管理者に馴染まないという理由で直営としている。

(関根会計管理者)

- ・基本指針が決定されれば、自動車駐車場は直営になるのか。

(村山政策企画室主幹兼室長補佐)

- ・確定と言うことではなく、それぞれ各部の幹事会等を経て決定していく。

(田中審議監)

- ・補足すると、最終的な指定管理者の候補者の選定については、副市長を長とする選定委員会にお

いて、各幹事会からの報告を受け、精査した上で最終決定する。

- ・基本指針については、各部における幹事会等の認識を共有するための指針である。
- ・選定委員会において指定管理者の候補者の決定を行い、議会において議決され、指定管理者として指定するという流れになる。

(関根会計管理者)

- ・選定委員会がどの事業者を選定するのか、場合によっては直営に戻すことも含まれていると考えてよいのか。

(田中審議監)

- ・権限としては、その通りである。

(関根会計管理者)

- ・剰余金の返還に関して、新たなルールを設けたが、非公募（随意指定）だけで、公募は対象外で良いのか。

(村山政策企画室主幹兼室長補佐)

- ・ルールが異なるのはおかしいため、公募も非公募（随意指定）も同様に扱う。

(中村健康づくり部長)

- ・予算措置について、選定委員会における選定手続きは不要であるが、議会の資料として必要か。

(村山政策企画室主幹兼室長補佐)

- ・必要である。また、予算措置については、9月議会の補正予算において債務負担者行為を設定していただきたい。

(丸山議会事務局長)

- ・剰余金の精算について、ただし書で、返還しないことができることとすると記載してあるが、途中で事業者が変更した場合の剰余金の取り扱いはどのようになるのか。
- ・複数の施設についての表記に関して、他の部分では公募、非公募（随意指定）という表記になっているため、ここでの公募という表記も、統一した方がよいのではないか。

(村山政策企画室主幹兼室長補佐)

- ・剰余金について、新たな市民サービスや業務改善に充てるため必要と認められない場合には精算することとし、協定書に記載することを検討する。
- ・「公募」に限った話ではないので「募集」に変更する。

(高橋都市建設部長)

- ・剰余金について、新たな市民サービスや業務改善に充てることが可能とされているが、修繕費、備品購入費、再委託料が含まれるか意思統一した方が良い。

(村山政策企画室主幹兼室長補佐)

- ・事務局の考えとして修繕料、備品購入費、再委託料の剰余金については全額返還扱いをする。

- ・新たな市民サービスや業務改善に充てられるのは、その他の剰余金とする。

(田中審議監)

- ・文章を「ただし、その他の剰余金については新たな市民サービスや業務改善に充てるため必要と認められる場合、市と協議した上、返還しないことができるものとする。」に変更する。

[結果]

本件については、一部内容を修正したうえで、庁議に諮ることとする。